

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 1 0 4 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 1 0 4 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 1 0 6 条の 3 第 2 項（免許証の返納等）、第 1 0 6 条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第 3 9 条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第 3 0 条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1 日（申出の当日中） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番 2 8 日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110）
備 考：